

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(総務省)

| | | | | | | |
|--|--|-------|--|---|----------|--------------|
| 事業名 | 「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト | | 担当部局庁 | 情報流通行政局 | 作成責任者 | |
| 事業開始・終了(予定)年度 | 平成23年度 | | 担当課室 | 情報流通振興課 | 課長 黒瀬 泰平 | |
| 会計区分 | 一般会計 | | 施策名 | V-2情報通信技術高度利活用の推進 | | |
| 根拠法令 (具体的な条項も記載) | 総務省設置法第3条 総務省組織令第78条第3号及び第8号 | | 関係する計画、通知等 | 復興への提言～悲愴のなかの希望～ 第4章(5)④ 東日本大震災からの復興基本方針5(4)⑥(ii) | | |
| 事業の目的 | 「復興への提言」及び「東日本大震災からの基本方針」において示された震災の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備や国内外を問わず誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築。 | | | | | |
| 事業概要 (5行程度以内。別添可) | 国立国会図書館等と連携し、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するための技術要件・ルールを確立するとともに、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるソフトウェアを開発する。 | | | | | |
| 実施方法 | <input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| 23年度予算額 (単位:百万円) | 当初 | 第1次補正 | 第2次補正 | 第3次補正 | 計 | |
| | | | | 900 | 900 | |
| 成果目標 (アウトカム) | 成果指標 | 単位 | 目標値 23年度 (年度) | 活動指標 | 単位 | 23年度活動見込 |
| | 東日本大震災に関する記録を残し、次世代へ継承していくことを目的としており、定量的指標を示すことは困難。 | 1 | | 震災関連デジタルアーカイブ構築・運用ガイドライン及び東日本大震災アーカイブ基盤ソフトウェア | 件・式 | () 1件・1式 |
| 単位当たりコスト | 900(百万円/1件・1式) | | 算出根拠 | 実施予定数:ガイドライン1件・基盤ソフトウェア1式 予算額:900百万円 単位当たりコスト:予算額/実施予定数 | | |
| 事業所管部局による点検 | | | | | | |
| 項目 | | | 内容 | | | |
| 「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。 | | | 「復興への提言」復興構想7原則の原則1「大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外へ発信する。」並びに「東日本大震災からの復興の基本方針」1(iii)及び5(4)⑥(ii)に基づいて施策を実施するもの。 | | | |
| 被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。 | | | 岩手県からの要望「東日本大震災の記録と伝承について」震災の記録・記憶を風化させることなく、震災の教訓を次世代へ伝承するため、情報通信技術を活用した記録・記憶の収集・保存・公開体制の整備に対する支援制度を創設すること。」等、被災地のニーズがあり、震災に関する記録の散逸を防ぐため早急に実施する必要がある。 | | | |
| 効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。 | | | これまで図書館、公文書館、博物館、公文書館(MLA)の文書資産を対象としたデジタルアーカイブに関する研究を実施してきており、この成果を活かし、写真・動画・Web等に対象範囲を広げた本施策を効率的かつ有効に取組を進めることが可能。 | | | |
| 費用対効果や効率性の検証が行われたか。 | | | 複数者に対し概算費用及び効果についてのヒアリングを実施し、費用対効果や効率性を検証。 | | | |
| 国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。 | | | 国においては、自治体や民間等の各種デジタルアーカイブを一元的に検索・活用ができ、持続的な運営保存を行っていくポータルサイト(東日本大震災アーカイブ)を構築するとともに、震災関連デジタルアーカイブに係る標準的な技術・運用ルールを確立する。自治体、民間等の協力のもと、被災地をフィールドとした震災関連デジタルアーカイブ運用モデル検証を実施し、ポータルサイト、標準的な技術・運用ルールへ反映させる。 | | | |
| 他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。 | | | 国立国会図書館や各府省役割分担を明確にし、他の事業と整合的・計画的に実施することとしている。(総務省は関係府省庁、民間等が構築するアーカイブのデジタルデータの連携のためのシステム開発を担当。) | | | |
| 事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっていくか。 | | | 迅速な着手・執行のため、国立国会図書館、被災地等関係者と調整するとともに、事業の執行にあたっては、一般競争入札を実施し、透明性・妥当性・競争性を確保することとしている。また、事業実施計画を策定し、適切な進行管理を行うこととしている。 | | | |

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × 百万円 /)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。